

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

すべての人が性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を最大限に発揮できる豊かで活力ある社会を築くためには、社会環境の変化に柔軟に対応し、時代に即した形で男女共同参画社会を推進していくことが重要となっています。

里庄町では、平成25（2013）年3月に「第2次里庄町男女共同参画基本計画」を策定し、「男女共同参画社会」を実現するため“こころふれあう すべての人が輝くまち 里庄”を基本理念として、各種施策の推進に努めてきました。

この間、少子高齢化や人口減少の加速、不安定な経済状況などの影響もあり、男女を取り巻く社会環境は大きな変化を続けてきました。こうした変化の中で、経済成長の担い手としての女性の可能性が注目されており、国は、平成27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）を公布し、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する方向が示されました。これにより、多様な価値観が反映され、男女それぞれに役割を果たすことが期待されています。

こうした流れを踏まえ、平成25（2013）年3月に策定した「第2次里庄町男女共同参画基本計画」の計画期間満了に伴い、社会情勢の変化や国・県等の方針に対応するとともに、まちづくりについてのあらゆる分野に関わるものとして、「第3次里庄町男女共同参画基本計画」を策定しました。



2. 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合が昭和 50（1975）年を「国際婦人年」、それに続く 10 年を「国連婦人の 10 年」と定め、昭和 54（1979）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取り組みは大きく前進しました。

近年では平成 22（2010）年の国連総会決議により、DAW（国連女性地位向上部）、INSTRAW（国際婦人調査訓練研究所）、OSAGI（国連ジェンダー¹問題特別顧問事務所）、UNIFEM（国連女性開発基金）の4機関を統合して平成 23（2011）年に「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント²のための国連機関（UN Women）」が正式に発足されました。UN Womenは、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしています。

また、平成 27（2015）年には「北京宣言および行動綱領」の採択から 20 年に当たることを記念し、「北京+20」（第 59 回国連婦人の地位委員会）がニューヨークの国連本部で開催されました。そこでは、「北京宣言および行動綱領」実施の進捗が遅く、不均衡であることを憂慮し、具体的な行動を取ることが表明され、また、男性および男児の関与の重要性についても述べられました。

同年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、持続可能な開発目標（SDGs）のひとつに「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことが掲げられるなど、女性の地位向上と参画を早急に実現していくことの重要性が世界的に認識されています。

■男女共同参画に関する主な世界の動き

年	できごと
昭和 50(1975)年	国際婦人年世界会議で「世界行動計画」の採択
昭和 54(1979)年	「女子差別撤廃条約」採択
昭和 60(1985)年	第3回世界女性会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
平成 7(1995)年	第4回世界女性会議「北京宣言および行動綱領」採択
平成 12(2000)年	国連特別総会「女性 2000 年会議」「更なる行動とイニシアティブに関する文書」(成果文書)採択
平成 22(2010)年	第 54 回国連婦人の地位委員会(「北京+15」)
平成 23(2011)年	UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)正式発足
平成 27(2015)年	第 59 回国連婦人の地位委員会(「北京+20」)「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択

¹ ジェンダー：生物学的意味合いから見た男女の性区別をセックスと呼ぶのに対して、社会的・文化的意味合いから見た男女の性区別のことをいう。

² 女性のエンパワーメント（Empowerment）：男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的および文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

(2) 日本の動き

これまで、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定、翌年にはこれに基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、関連するさまざまな法制度等の整備が進められ、平成 25（2013）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力およびその被害者についても、配偶者からの暴力およびその被害者に準じて法の適用対象となり、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に改められました。同年に示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」では、施策の推進に関する基本的な事項が定められており、市町村においては「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定が努力義務とされています。

平成 27（2015）年 8 月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性活躍推進法」が成立し、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する取り組みが進められています。

一方、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況や、働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、依然としてさまざまな課題が存在しており、世代を越えた男女の理解の下、それらを解決していくため、平成 27（2015）年に「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

■男女共同参画に関する主な国の動き

年	できごと
平成 11(1999)年	「男女共同参画社会基本法」施行
平成 12(2000)年	「男女共同参画基本計画」策定
平成 13(2001)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
平成 17(2005)年	「第 2 次男女共同参画基本計画」策定
平成 22(2010)年	「第 3 次男女共同参画基本計画」策定
平成 25(2013)年	「DV防止法」改正
平成 27(2015)年	「第 4 次男女共同参画基本計画」策定 「女性活躍推進法」施行

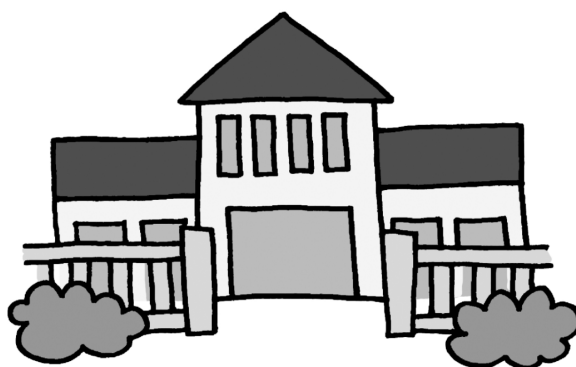
(3) 岡山県の動き

岡山県では、平成3（1991）年の「第4次岡山県総合福祉計画」の策定において、基本計画の中で初めて「女性」が項目として設置され、県政の重要施策として位置付けられました。その後、平成5（1993）年には、女性に関する行政を専門に担当する部署として「女性青少年対策室女性政策課」が新設されました。平成8（1996）年には「第5次岡山県総合福祉計画」において女性行政の基本方向を定めました。

平成9（1997）年には、「男女共同参画推進本部」が設置され、平成11（1999）年には、男女共同参画社会づくりを推進していくための総合的拠点施設として、情報の提供、各種講座事業、相談事業、就業援助事業等を行う「岡山県男女共同参画推進センター」を開設しました。このセンターは「男女がともに」という意味を込めて愛称が「ウィズセンター」となっています。

平成13（2001）年には、「おかやまウィズプラン21」を策定するとともに、男女共同参画を総合的かつ計画的に促進し、男女共同参画社会を実現することを目標とした「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」が施行されました。

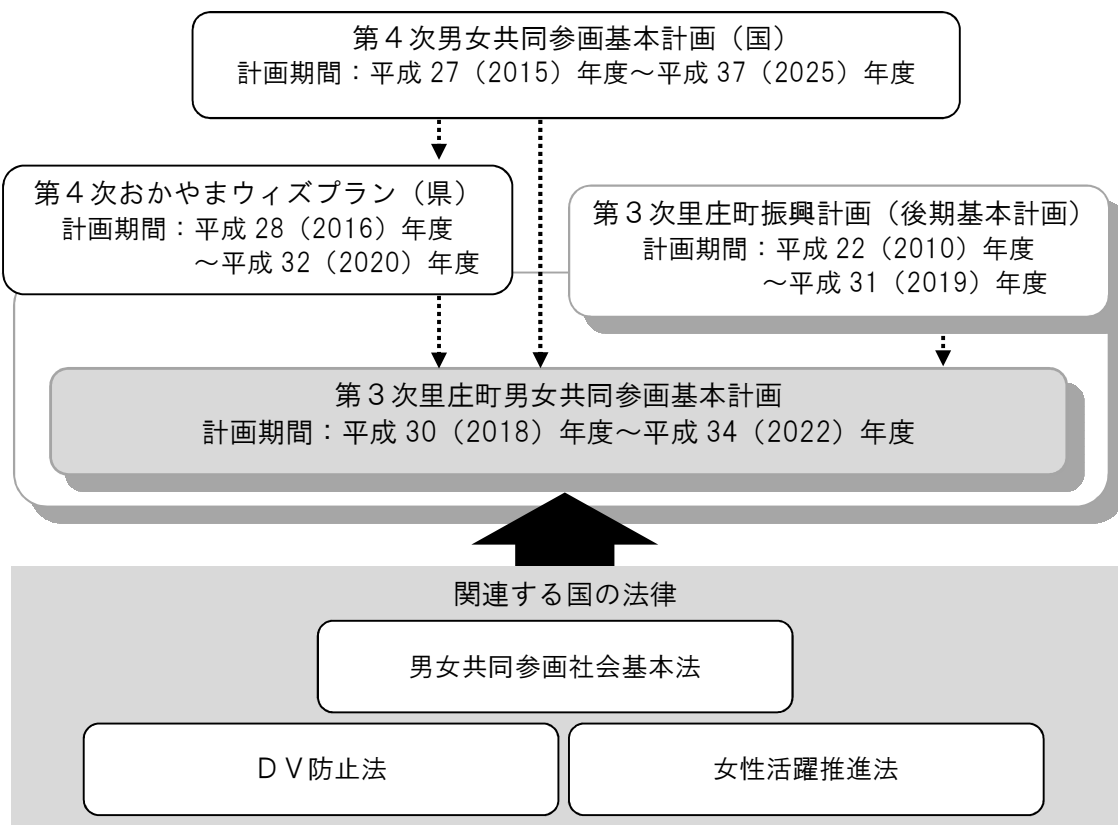
また、平成18（2006）年に「新おかやまウィズプラン」、平成23（2011）年に「第3次おかやまウィズプラン」を策定し、さまざまな取り組みを推進してきました。また、平成28（2016）年には、これまでの取り組みや課題を踏まえ、「第4次おかやまウィズプラン」が策定されました。



3. 計画の性格と位置付け

本計画は、「里庄町男女共同参画推進条例」に基づく町の基本計画であり、国の「第4次男女共同参画基本計画」、岡山県の「第4次おかやまウィズプラン」、里庄町の「第3次里庄町振興計画（後期基本計画）」、「第2次里庄町男女共同参画基本計画」およびその他の関連計画との整合性を図ったものとしてします。

また、本計画の一部をDV防止法第2条の3第3項に基づく「里庄町DV防止基本計画」、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「里庄町女性活躍推進基本計画」と位置付けます。



4. 計画の期間

この計画の期間は平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの5年間とします。また、その間の社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画策定に当たっての資料

（1）男女共同参画に関する町民アンケート調査

計画の策定に当たって、里庄町における男女共同参画の実態や男女共同参画に対する考え方を把握するため、「男女共同参画に関する町民アンケート調査」を実施しました。

●男女共同参画に関する町民アンケート調査結果概要

調査対象者	調査期間	調査方法	配布数	回収数	回答率
町内在住の 20歳以上の男女 (無作為抽出)	平成 29 年 11 月 15 日～ 同 11 月 29 日	郵送法	2,000	810 件	40.5%

（2）男女共同参画に関する事業所ヒアリング調査

計画の策定に当たって、町内事業所における男女共同参画に関する活動の状況や制度、今後の方向性を把握するため、里庄町の事業所 8 社に対して、「男女共同参画に関する事業所ヒアリング調査」を実施しました。

●男女共同参画に関する事業所ヒアリング調査結果概要

調査対象者	調査期間	調査方法	配布数	回収数	回答率
町内の事業所または本社・本店、支店、営業所等を持つ事業所（無作為抽出）	平成 29 年 12 月 4 日～同 12 月 8 日	電子メールによる送付および電話での聴き取り	8 件	8 件	100%

（3）里庄町男女共同参画推進審議会での意見

学識経験者や公募委員等 10 名で構成された、里庄町男女共同参画推進審議会において協議を行いました。

(4) 里庄町各種団体等へのヒアリング調査

里庄町で活動している各種団体等を対象に、普段の活動における男女共同参画に関する課題や取り組みの状況を把握するため、ヒアリング調査を実施しました。

(5) 庁内ヒアリング調査

庁内各課を対象に、男女共同参画に関する課題や取り組みを把握するため、ヒアリング調査を実施しました。

(6) パブリックコメントによる意見

本庁およびホームページにおいて、平成 30（2018）年2月8日から2月 22 日まで、広く町民等から本計画における意見を募集しました。

(7) 里庄町および岡山県、国の関連計画や各種統計データ

里庄町の「第3次里庄町振興計画（後期基本計画）」をはじめ、「第2次里庄町男女共同参画基本計画」や岡山県・国の関連計画、統計データ等を用い、男女共同参画に関する里庄町の特徴を探りました。

